

議院建設委員会議録 第四号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)

午後一時三十四分開議

出席委員

委員長代理理事

田中 角榮君

理事内海 安吉君

理事前田栄之助君

理事村瀬 達澤君

理事前田栄之助君

理事内海 寛君

理事前田栄之助君

理事内海 小平 久雄君

理事前田栄之助君

理事内海 高田 隆君

理事前田栄之助君

理事内海 西村 英一君

理事前田栄之助君

理事内海 中島 茂喜君

理事前田栄之助君

理事内海 福田 駿芳君

理事前田栄之助君

理事内海 池田 峰雄君

理事前田栄之助君

出席政府委員

運輸事務官

荒木茂久二君

大臣官房長

委員外の出席者

議員

川端 佳夫君

議員

原 健三郎君

(管財局長)

吉田 晴二君

議員

福原 忠男君

(建設事務官)

八卷淳之輔君

(都市局計画課長)

大藏事務官

(法制局長)

議員

西畑 正倫君

専門員

田中 義一君

(川端佳夫君外百二十名提出、衆法第八号)

同日

日本奥川砂防工事施行の請願(佐々)

木盛雄君紹介(第二四五号)

坂口、中津間筑後川えん堤工事施行

の請願(高橋龍六君紹介)(第二四七号)

県道三原、吳線改修工事促進の請願

(宮原幸三郎君紹介)(第二四八号)

愛知川沿岸地域総合開発事業促進に

関する請願(河原伊三郎君紹介)(第二四九号)

千曲川堤防修築の請願(小坂善太郎君紹介)(第二五一号)

新橋、相生橋間国道三十号線改修

工事施行の請願(大石ヨシエ君紹介)

(第二五二号)

東條川古川橋地域一帯に堤防築設の

請願(吉田有三君紹介)(第二五三号)

渡良瀬川改修工事施行に關する請願

(小平久雄君紹介)(第二五四号)

日開谷川勝名橋下流の堤防補強並び

にしゆんせつ工事施行の請願(岡田

勢一君紹介)(第二五五号)

道路法の改正並びに東北地方両道開

設の請願(小澤佐重喜君紹介)(第二

五七号)

大淀川上流にえん堤改修の請願(瀬

戸山三郎君紹介)(第二五八号)

住宅金融公庫の建設費單価引上げ等

統に關する請願(前田郁君紹介)(第二

五九号)

健三郎君外四名提出、衆法第七号)

松山國際觀光温泉文化都市建設法案

(第八号)

同日

日本奥川砂防工事施行の請願(佐々)

木盛雄君紹介(第二六八号)

九州横断道路改修工事施行に關する

請願(原田雲松君外九名紹介)(第二

八三号)

十二月二日

芦屋国際文化住宅都市建設法案(原

健三郎君外四名提出、衆法第七号)

(川端佳夫君外百二十名提出、衆法第八号)

同日

日本奥川砂防工事施行の請願(佐々)

木盛雄君紹介(第二六八号)

京都府下のジエーン台風による災害

復旧に關する陳情書(京都市京都府

耕地協会会长村崎隆俊外十八名)(第一

六五号)

近畿地方のジエーン台風による災害

市群馬県議会議長高山和助(第二

四号)

融雪水害による災害復旧事業に關す

る陳情書(仙台市宮城県知事佐々木

家壽治外十三名)(第二〇九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

芦屋国際文化住宅都市建設法案(原

健三郎君外四名提出、衆法第七号)

松山國際觀光温泉文化都市建設法案

猿ヶ川えん堤工事に伴う谷内村移転措置等に關する請願(小澤佐重喜君外二名紹介)(第二八五号)

の審査を本委員会に付託された。

猿ヶ川えん堤工事施行に関する請願(岡田勢一君紹介)(第二八六号)

内谷川堤防補強工事施行の請願(岡田勢一君紹介)(第二八七号)

日開谷川上喜来橋上流の堤防補強工事施行に關する請願(岡田勢一君紹介)(第二八八号)

北上川流域総合開発事業実施に關する陳情書(関西經濟同友会代表幹事大原總一郎外一名)(第一一九号)

福井県下のジエーン台風による災害復旧に關する陳情書(敦賀市長嶺南各市町村長代表川原興作)(第一二二号)

復旧に關する陳情書(敦賀市長嶺南各市町村長代表川原興作)(第一二三号)

高瀬川砂防工事施行の陳情書(長野県北安曇郡平村長木要外十名)(第一七八号)

黒川砂防工事促進の陳情書(長野県北安曇郡平村長木要外十名)(第一七八号)

福岡県厅内九州地方県協議会長福岡県知事杉本勝次(第一一八七号)

河川総合開発促進の陳情書(福岡県知事杉本勝次)(第一一八七号)

災害復旧事業費全額固庫負担制度総理実施及び拡張の陳情書(山口市山口県議会議長長岡保一外五名)(第一一八七号)

災害復旧事業費全額固庫負担制度総理実施及び拡張の陳情書(山口市山口県議会議長長岡保一外五名)(第一一八七号)

陳情書(山口県大島郡久賀町長升井五郎左衛門外二十六名)(第一一三七号)

陳情

観光都市としてではなくて、外国人の定住する住宅都市を建設しようとするものであります。従来芦屋は近畿地方において好位置を占めておるところから、国際文化人が団集したしておつたのであります。戦後といえども依然として伝統的に外国人が居住し、その住宅を建設しておる者が多いのであります。

そもそも、外国人が定住する住宅都市を建設するには、諸般の條件が備わることが必要なことはいうまでもない

のであります。幸い芦屋市は、第一に立地條件が備わつておるのであります。すなわち前には茅渟海を控え、うちらは六甲山を負い、氣候は温暖で風光は明媚であります。なお交通は國鐵、阪神、阪急、国道、電車等四通八達しておるし、さらに自動車道路もよく整備されておる次第であります。

第二の点につきましては、芦屋は京阪神の外国人が集まつておる中心にあります。この近畿の文化の中心に芦屋が位しておるのであります。この恵まれた国際文化的環境に芦屋があることを強調いたしたいのであります。

第三は、将来の計画について若干申し上げたいのであります。幸いに現在芦屋から六甲を経て有馬を結ぶ県道の改修工事が着手されておりました。この地点に、五十万坪に及ぶ開拓住宅地

帶があります。ここは理想的住宅地で、満々たる清水をたたえた池のほとりの環境は、外人の渴望するいわゆる恵まれた文化観光の都市であります。その中央には、巍然たる老樹にかこまいては、つとにこの地點に模範的な外人の住宅地域を建設する計画をもつて、着々準備を進めつあるような次第であります。さらにまたこの地點にはラジウム及び炭酸温泉の源泉地を最近発見しまして、これまた専門家に发掘の具体的準備を託しており、近くその準備も完了する予定であります。さ

らにヨット、ハーバーの建設とか、公園墓地の建設等々、外人住宅必須の施設に鋭意盡力する計画を立てておる次第であります。

以上諸般の事情を考慮しまして、外国人の住宅都市として日本において最適地であると確信し、外人を誘致するという国策の線に沿いまして、日本における最初の外人住宅都市を建設するためには本法案を提出いたした次第であります。特別に予算的措置その他を求めるわけでもありませんし、いろいろな諸条件もそろつておりますので、何とぞ慎重御審議くださいまして、すみやかに御賛同をわらんことを切望する次第であります。

○田中委員長代理 提案者川端佳夫君
○川端佳夫君　ただいま議題となつております松山国際観光温泉文化都市建設法案につきまして、百二十名各党各派の提案になつておりますが、不肖代表いたしましてきわめて簡単に提案理由を御説明申上します。

まず総括的に提案の理由を申し上げ、続いて各條についての簡単なる御説明をいたしたいと思います。

御承知のごとく、松山市は瀬戸内海の要衝に当り、しかも観光温泉のゆたかなる資源に恵まれておるのみならず、その中央には、巍然たる老樹にかこまつて、着々準備を進めたあるような次第であります。さらにまたこの地點に模範的な外人の住宅地域を建設する計画をもつて、着々準備を進めつあるような次第であります。さらには、またこの地點にはラジウム及び炭酸温泉の源泉地を最近発見しまして、これまた専門家に发掘の具体的準備を託しており、近くその準備も完了する予定であります。さらにヨット、ハーバーの建設とか、公園墓地の建設等々、外人住宅必須の施設に鋭意盡力する計画を立てておる次第であります。

以上諸般の事情を考慮しまして、外国人の住宅都市として日本において最適地であると確信し、外人を誘致するという国策の線に沿いまして、日本における最初の外人住宅都市を建設するためには本法案を提出いたした次第であります。特別に予算的措置その他を求めるわけでもありませんし、いろいろな諸条件もそろつておりますので、何とぞ慎重御審議くださいまして、すみやかに御賛同をわらんことを切望する次第であります。

○田中委員長代理 提案者川端佳夫君
○川端佳夫君　ただいま議題となつております松山国際観光温泉文化都市建設法案につきまして、百二十名各党各派の提案になつておりますが、不肖代表いたしましてきわめて簡単に提案理由を御説明申上します。

まず総括的に提案の理由を申し上げ、続いて各條についての簡単なる御説明をいたしたいと思います。

かくのごとく、松山市が瀬戸内海の要衝に当り、しかも観光温泉のゆたかなる資源に恵まれておるのみならず、その中央には、巍然たる老樹にかこまつて、着々準備を進めたあるような次第であります。さらにまたこの地點に模範的な外人の住宅地域を建設する計画をもつて、着々準備を進めつあるような次第であります。さらには、またこの地點にはラジウム及び炭酸温泉の源泉地を最近発見しまして、これまた専門家に发掘の具体的準備を託しており、近くその準備も完了する予定であります。さらにヨット、ハーバーの建設とか、公園墓地の建設等々、外人住宅必須の施設に鋭意盡力する計画を立てておる次第であります。

以上諸般の事情を考慮しまして、外国人の住宅都市として日本において最適地であると確信し、外人を誘致するという国策の線に沿いまして、日本における最初の外人住宅都市を建設するためには本法案を提出いたした次第であります。特別に予算的措置その他を求めるわけでもありませんし、いろいろな諸条件もそろつておりますので、何とぞ慎重御審議くださいまして、すみやかに御賛同をわらんことを切望する次第であります。

な立場から、外国人が入つて来てこれだけ金を落して、そのためには施設がこれくらいかかるつた、だから差引のくらいもうかるのだという大体の見通しがなくてこういう御計画をなさるとはちよつと信じられませんので、その点を聞いているのでありますから、くどいようであります。もう一べん御質問しておきます。

それからもう一つ、将来外国人が日本にたくさん居住するという見通しでござりますけれども、いろ／＼アメリカの新聞記者の書いたものを見ましても、そうたくさん日本にアメリカの人たちが来るというような見通しは、これは考えられないよう私は思うのであります。特に貿易のための外国人が日本に入つて来るといいましても、現在のような諸情勢で、つまり中共やあるいはソビエト方面とアメリカの経済圏といふものが、一つのカーテンをもつて区切られておるような現状においては、日本に貿易基地を置いて、そうしてアメリカの貿易の東洋における発展のためにたくさんのアメリカ人が日本に移つて来るということはちょっと考えられないのではないか。といったために住宅を提供する——場合によつては、講和條約以後はそういう外国人はむしろ日本から減少するというような結果さえ考えられるのではないか。そういうことでも一応は考へてみなければならぬ問題であるが、かくここで莫大な金をかけて施設をいたしましても、それは結局むだになつてしまふのではないか、こういうことでもういい点について、どういう詳細な御

○原健三郎君 貿易が将来盛んになるかならぬか、それから今おつしやつたように、アメリカ人がそうたくさん来ないのではないかというお考えであります。が、われ／＼の見通しとしましては、ただいまの状態では、なるほど朝鮮におきまして戦争がございまして、今おつしやつたようにロシヤとか中国の人は来ないかもしませんが、われわれの都市というものは、現在及び将来に向つて相当長い生命を持つておるものであります。今日ただいま二月とか三月とか半年、一年戦争があるから、あるいは米英とその他の中共及びソ連と対立しておるから人が来ないというようには理解しないのであります。われ／＼は、おそらくそのうちに朝鮮の動乱も治まるし、国際平和も来るであろうし、将来日本の生き道はあります。わざ／＼は、おそらくそのうちにも横浜、神戸の港を中心として外人が賃易のため、観光のために、親切前位になりましても、戦前に比べてもつとはるかに外国人が入つて来る、あえてアメリカ人のみのみを思つて来る、あえてアーリカ人のみのみを思つております。そら出して幾ら入るかといふことになりますが、外人の住宅都市を建設するといいましても、外人の住宅の方に芦屋市で持つておる五十五

坪の広場が土地があり、今更で設立ができておりますし、そこに池があつて清水が出ておりまして、その周囲一帯非常にいい土地であり、これを外人に提供しましても、それだけでも外人は喜んで自分の費用をもつて自分の家を建ててくださるし、そう国家的に、町及び国の費用でいろいろな施設をやらなくては、この五十万坪の芦屋から山の上の土地を開放するだけでも、外人は自分の費用をもつて建ててと思います。現に進駐軍や三宮辺に住んでおる外人からもたくさんそういう申込みがあり、その具体的なものに動かされて、芦屋市当局、兵庫県全体、兵庫県として、当局者が動いてこれを建設しようとしておるのでありますし、決して國費を濫費してただ使いをし、税金を国民に課すというふうなものでないことをとくと御了承願いたいのであります。

おちついてやつてくれる、それが本当に文化向上のためにいい結果をもたらすのであって、今池田君の御心配

観点から見ましても、決して御心配はいらないと存じております。

○池田(慶)委員 もう一つお伺いしたいのですが、特定の地域に外人が居住いたしておりますと、その地域内には日本人として自由に立ち入ることが困難になるような、そういうことが結果として出て参りまして、結局租界地のような、外国人特定の地域が生れて来る。ここは日本人の土地ではなくして外国人の土地であるというようなことになつてしまふのではないかと考えますけれども、そういう点はいかがございましょうか。

○原健三郎君 その点も、御心配は若干おらないと思いますが、そういう外国人だけの地域を切りまして、日本人が入つていけない——外国人だけおつて、そこでいわゆる賭博場をやるとか、單に町を繁榮させたためには手段方法を選ばねというような、そういうふうなものを私どもは企図いたしておるのではありますんので、今申したような外國からの貿易者とか、あるいは大学の先生もすいぶん来ておりますが、そういう人がみな家族づれで、そこに住んでいただきたい、そのためには若干の便宜を提供してやる——地域的にもいいし、気候はいいし、交通もいいので、現在でもたくさん人が集まつて来ております。そこに日本人が居住することができないということは少しもありませんので、日本人でもお住みになりたい人はおそらく住むことができるようにならう、何も一定の区域を必ずしも外国人専有にするのでなく、日本人でも国際的な住居地に住みたいといふ人にはおそらく提供してもよろしい

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

のだろうと思つております。

○池田(筆)委員 私、その点は非常に重大な問題と考へますので、重ねて御質問するのであります。やはり半永久的な居住を希望する者があつて、これらの人々が住宅をつくるわけです。それでその住宅の地域として一定の土地が市として予定されているように承つております。そういたしますと、当然その一定の地域は外人の専用地域であつて、その土地に日本の人たちが貧窮な家を建てるというようなことは、これは当然の結果として拒否されるごとに至るので、はなからうか、たとえば日本のお百姓さんが藁屋根をもつて住宅を建てて、その向うには外人の豪莊な住宅が建てられる、これははなはだ美貌風致を害するから、あの家は立ちのけ、こういうようなことは当然考へられるのではないか。従つて一定の地域が外人専用の地域になり、ここにはもちろんその外国人の御用を承る日本人が立ち入ることは許されるではありますまい。けれども、とにかく不細工な服裝をした日本のプロレタリア階級が、そういう地域に立ち入るのは、これはちよつとオフ・リミットということになるのではないかろうか、こういうことが考へられるのであります。そういたしますと、実質的にこれは日本の土地でありながら日本のお土地ではないところが連合国人を相手とする犯罪であります。そういう外国人の住宅地域において何らかの犯罪が行わされた場合に、特度までこれに開與できるか、こういうことも考へまして、結局これはかつて

の治外法権のあつた時代の外国人の地域、横浜その他でかつてありましたような、そういう地域と同じような結果になるのではないか、それでは、これは日本人として相当考える余地があるのではないか、この点に対する結果を外国人に渡してしまう、そうして法律的な防止策があれば別ではありますけれども、そうでないと、外国人に日本人の土地を開放してしまう、権利を外国人に渡してしまう、それは既得権利として外国人が確保して、どんな時代になつてもこれを取返すことなどが困難である。こういうような結果になるのではないか、この点、ひとつ明確に、いろいろな立場から御説明を願いたいと思います。

○原健三郎君 いろ／＼御心配いたがりますが、私どもは決して、昔の治外法権の地域のようなくことはまことに恐縮に存ずるのでもあります。しかし、外法権的に住んで、日本人が入つていけないとか、日本の警察権が入つていけないと、そういう構想をしているのではありません。文化的には、いわゆる文化の高い外国人に定住してもよいのです。それで、それと文化の交流もするし、経済的には金を落してもらつて繁榮するにいかな、警察権が及んではいかぬといふような、治外法権的な場所をつくらせておるのであります。その地域に日本人が家を建ててはいかぬ、入つてはいけないかぬ、警察権が及んではいかぬといふことはもちろん当然で、警察権が及ぶことはもちろん当然で、と交際すれば文化交流もするし、国際人の多くなる所にふさわしいよう土地をつくるというのであります。提携の趣旨にも申しましたように、外国人と交際すれば文化の交流もするし、国

○田中委員長代理 村瀬宣親君
○村瀬委員 私は、芦屋国際文化住宅
都市建設法案の提案者に二、三お尋ね
をいたしておきたいと思うのであります。
学生時代に神戸に住みましたので、
六甲山、再度山一帯のあの風景、
ことにゴルフリンクのごときは、外人
が六甲山をもつて第一と称揚しておる
ことを聞いております関係から、私は
芦屋国際文化住宅都市建設論に反対の
考えは毛頭ないのであります。二、
三重要な点を伺つておく必要を感じ
のであります。

今まで特別都市が約十三ばかり本委
員会にかかつて通過をしておるのであ
りますが、それはいずれも觀光を主に
したものでありますて、素通りをする
外国人ができるだけたくさん誘致し
て、そうして金をたくさん落してもら
つて、日本の経済再建に資するという
のが目的であつたのであります。この
宵屋に限りましては、ちよつと今まで
の特別都市法案と趣を異にいたしまし
て、そこに永住する住宅都市をつくる
というのでありますから、先ほどのお
話にありました外国租界の類似のもの
ができやしないか、治外法権といふよう
なことが再現しやしないかという心
配も起つて來るのでございます。そこ
で先ほど提案理由の説明がありました
が、なお一層この点をはつきりするた
めに伺つておくのであります。今
御計画の中には、外国人の住居に適す
重々気をつけて、将来ともそういう弊
に陥らないようにいたしたいと考えて
おります。

る建築地域といふものを一定の箇所に定めになつておるのでありますか、あるいは日本人の住宅の間に自由に点々と外国人の家ができるというふうな御計画になつておるのでありますか、それをお伺いたい。
○原健三郎君 太体からいいますと、この地図にあるのでありますが、山岳地帯の方に一番広い、五十万坪ぐらいいの土地があります。それから海水浴場のことを考えまして、海岸地帶にも空地がございます。あえて大体の目途といたしましては、その山の方、さらに海岸の方、その中間地帶には大体現在家が詰まつておりますので、その余地が少からうと思われるのですが、さつきもいろいろお話をございましたが、その広い場所に外人が住んで参りましたときに、日本人が住宅を建てることをわれわれは決して妨げないものではございません。日本人でもそういう国際人と交際を希望する人もありますし、そういう土地が好ましいと思います。それで、阪神間の知名の人があわになり、ともに国際文化人として交渉を保つて進んでいた大切なことは、われわれは反対ではありません。
○村瀬委員 もう少ししつ込んでお読みいたします。これは政府と両方へお伺いしますが、わかり切つたことでもありますけれども、この土地といふものは、どういう関係になるのでありますか、單に借りるのでありますか。むろん所有権の問題は簡単に行かぬと思いますが、山手の方の五十万坪をどのようにして分譲といいますか、外人の委託に供するのでありますか。それから政府の方に伺いますが、現在なお講和の條約はできておりません。現在土地に

対する外人との関係はどうなつておるか、またやがて講和條約ができるとき、日本の土地を外人がどういうふうに扱うか、その見通しについて伺います。

○原健三郎君 大体市の所有地がたくさんありますので、これを一定の借地料をとつて貸付をしたいと思っております。

○福原法制局参事 の問題は、御存じの外国人土地法といふものがありまして、相互主義と申しますか、先方で日本人の土地所有を認めておる分については、日本でも認められるという形であつたと私記憶しております。それで現在は大体において土地の所有権そのものを認めておるのではなくして、賃貸借関係が多いというふうに考えております。

○村瀬委員 土地所有の問題は、この特別法が火つけとなつて、将来非常問題を起す余地がありますので、慎重に政府の方でもお考えを願いたいと思います。

そこでその次の問題として提案者お伺いいたしたいと思いますことは、さようにしてかりに多くの外国人が芦屋市に永住することになりましたとしたときに、地方税とその永住者との関係はどういうふうにお考えになるでありますか。それによつて芦屋市は相当潤ることになりますか、どういう御計を持つておられるか伺いたい。

○原健三郎君 地方税をなるべく一人の人よりもたくさん出していくことで、市の財源を潤したいと考えております。

○村瀬委員 もう一点伺つておきたいのですが、地方税はまだあま

りい りい 般 画りよ・さ戸・は 想車なの うな地りの調じい種 う宿、四ノ辻

詳しく述べて解決しないであります。そこでその地方税から、今度は、そういう問題が引出されると思うのであります。結局、そこに市道をつくるとか、あるいは下水その他の問題が起るのではあります、そういう場合に、おそらくこういう結果が生ずると思うのであります。自分のところへは自分だけで下水もやろうし、道路も自分でつくらるということが考えられると思います。きれいに舗装してしまう。ちょうど自動車の専用道路といったように、そこは自分らでつくった道路であるから、使用料をとるというわけにも行かないから、なるべく日本人には通ってもらわぬといつつの理詰めの問題提起が起りはしないかと思うのであります。が、そういう点に対して、今の芦屋市議会としては、どういうふうにお考えでありますようか。

員長であった淺利氏がみずからこの問題を買って、各方面に折衝もされた。ところによると、前国会でわれ／＼の委員長であった浅利氏がみずからこの問題を買って、各方面に折衝もされた。ところが聞くところによると、前国会でわれ／＼の委員長であった浅利氏がみずからこの問題を買って、各方面に折衝もされた。これほどの問題を買つて、各方面に折衝もされた。また本委員会においても、これはどのくら見方から、何とかこの基本法を作成しようじやないかということでお走りになつたのであります。それで、それが遂に全期切迫のために間に合わなかつたのであります。ところが、前国会においても、首都建設法を初めといしまして、全国十三箇所の特別都市建設法が議員提出として出され、これを本委員会においていろいろ／＼な角度から質問応答が行われ、そして満場一致遂に可決案が確定して、本会議においてもこれが通つておるよう次第なのであります。聞くところによれば、建設当局においては、すでにこの問題について今日あることを予見せられて、基本法の草案ができてきておると私は承つております。この真相、並びに今日までどの程度にお調べになつて、どういう方向に向つて対処せんとするものであるか、この機会において、赤裸々にひとつ御意見があり、説明なりを與えていただきたいと思ひます。

精神的な規定というのも非常に重要な
のであります。わざ／＼が法律技術
者として考えました場合に、結局、基
本法的なものとして規定しなくてはな
らぬのは、都市計画事業のために普通
財産を、——ある特定な都市計画事業
のために普通財産を譲與するという規
定が問題になるのであります。この問
題は都市計画法の改正と申しますか、
いろいろなそういう機会に、国有財産
担当課の方とお打合せいたしまして、
将来どういうふうにこの問題を持つて
行くかということを、研究しなくては
ならぬわけでございます。従いまして
私どもといたしましては、基本法とい
う仰せがございましたけれども、そ
ういう意味で基本法はなか／＼つくりに
ないといき点を申し上げたいと思いま
す。ただししか先般来観光温泉文化都
市であるとか、觀光都市法といふう
な、ある一つのカテーテリーの中に入る
幾つかのものは、何とかまとまりはし
ないだらうかという考え方を持つたの
でござりますけれども、しかしながら
その法律を個々の都市に適用するとい
うことになりますと、それ／＼また國
民投票を必要とすることになりまし
て、單独に法律を出しても、結局同じ
ことになるということにこの場合結論
を得たのでござります。その意味にお
いて、基本法は現在の機会において非
常にむずかしい、こう申し上げなければ
ならぬと思います。

われた、なれば聞くところはよほど、基
本法の作成は建設省において急いでや
つておられるということも聞いておる
のであります。が、この一步進んでひと
つ御説明を願いたい。
○八 種説明員 お答え申し上げます。
この前の都市局長の御意向と、私の申
し上げたのが違うといらお話をござ
いましたが、きょうちょうど都市局長
は不在でありますので、その点十分都
市局長の方から伺つておりません。從
つて私の申し上げたのは、計画課長と
しての意見でござりますので、御了承
を願います。
○内海委員 ただいま原さんと川端さ
んから御提出になつておられる芦屋国
際文化住宅都市建設法、並びに松山国
際観光温泉文化都市建設法、この両法
案に対するお考えはどうでござります
か。

専用地区というふうな制度であるとか、そのほかの住居の環境を整備するためのいろいろな措置を講じていただいたい。そういうふうな計画を盛つていただきたいと思つております。それから松山につきましては、先般来別府、熱海、伊東等につきましたが、同じような法律が制定されたのでござりますが、松山につきましても、道後温泉を控えまして、日下灘災都市としてもとよりでございますが、松山市が道後のあの一帯を含めまして、今後観光都市として整備されるということことは、私どもいたしましても、まことにけつこうなことだと思つております。

でに今国会においても、松江市のことき、一昨日の本会議において満場一致その法案を認めたのであります。ただいま行われた村瀬さん、池田さんの質疑応答の中においても、ほんと前国会にしば／＼議論されたるところでありまして、今日になれば、特異性の一、二の点に対しても多少の質疑応答もありますがけれども、性格並びにその特異性から見まして、この両案とも提案者の御説明も聞き、また池田君並びに村瀬君の質疑応答等より見ますと、政府の賛成もあることでありますから、この機会において前法案と同様に満場一致をもつて可決されんことを望みます。私の意見はこれだけであります。

それから先般松江都市の問題のとき
にたしか建設当局であったと思います
が、まだ具体的な援助ができるおらな
いというように承つたのであります
が、さようないましたと、今までは
何らの具体的な処置をしておらぬとお
つしやるならば、将来こういう都市に
対していかなる処置をなそうとされる
か。引続いてもう少しつけ加えてお尋
ねを申しておきたが、一番最初にこの
特別都市として発足いたしたのは広
島、長崎であつたのであります、広
島、長崎に対しても予算措置が昨年度
明確にとられていると思うのであります
す。その後この種の特別都市がたくさ
ん出るため、この両都市ともほとんど
ど予算措置が行われておらないようにな
れば見受けるのであります、その点
はどうなつてあるか、大蔵当局の御所
見を承つておきたいと思うのでありま
す。

合もたしのて処理がこなしておらず、まだ開きませんでした。ただ例の旧軍車転換法の関係においては、ただいままで審議会は二回ばかり開きました。大体来年早々くらいから申請も出ておりませんので、具体的な問題にならぬままにしておられます。延納の関係がありまして、相当広範囲にわたつておりますので、この四市の分につきましては、ただいままで審議会は二回ばかり開きました。大体来年早々くらいから申請も出ておりませんので、具体的な問題にならぬままにしておられます。延納の関係がつきりいたしません。もちろんたゞしきりいたしません。どちらかの都市につきましてはまだそういうふうに御相談を受けておりませんので、内容についての具体的な問題ははつきりいたしません。もちろんたゞしきりいたしません。どちらかの方で一応調べましたところでは、広島の方につきましては特別会計、つまり一般財産税特別会計の關係で物納されたものは約四町四反歩くらいござります。これは財産税特別会計の關係で当然有償で買收されなければならぬ性質のものでありますけれども、この法律の規定には入つておらぬ性質のものではないかと思います。他に二反五畝ばかりの土地がございますが、これはおそらく道路の切れ端のようなものであるとか、あるいはその他の川の堤防の雜種地というような、おそらくごくわずかなものではないかと思われます。また松山市の方は普通財産が三百二十町歩ばかりあります。相當広大なもののがございますが、の中にはおそらく松山市の旧飛行場が残つているのではないかと思います。これは実は当時海軍が買收いたした際に、その買出手續が非常に不完全でありました。

はたして、これが国有財産であるかどうか非常に疑問であります。現在の見解ではまだ買収されていないものであります。いすれにいたしましても、この法律ができました際には、この目的を十分に尊重いたしまして、目的に沿うような措置をしなければならぬわけがありますが、一方国有財産は御承知の通り最近の政府事情が必ずしも楽なわけではありませんので、相当税金も重いような状態であります。特に旧軍用財産等は、いわゆる国民の税金によつてつくられているのでありますから、この処置については相当慎重にとることがたしか各委員会でも希望として申し述べられているよう聞いておりますので、われくといたしまして慎重に処置をする必要があるというふうに考えておきます。

た場合において、日本国の中でも十幾都市というようなくたくなれた都市が今後もできると思われるにもかかわらず、大蔵当局の方で確立した方針をきめておかないと、非常な跛行的な状態にたるおそれがあるのではないか。またこれらの大蔵当局の方で確立した方針をきめておかないといふことは無價等で拂下げになるということを予想して計画等を考えられる場合も相当あるのであります。これが実際の問題となつて、大蔵当局の方でそれは困るとかなんとかいうことがあつたときには、これらの都市は計画に相違が来るおそれがあると思います。私はこれらの都市に対しても、全面的な國もしくは地方公共団体としての援助を行うのが適当だと思いませんけれども、そこに不公平等が行われることは國の政治としては非常に遺憾なことであるので、この際大蔵省としては、もうすでに充足したこれらの都市があるのであるから、そこに一つの基準というものを設けられなければならぬのではないかと思いますが、それらに対する当局の御意見を承りたいと思います。

大体こういう程度のものはもし申譲があれば譲與してもよいのではないかということで、たとえば記念図書館であるとか、記念図書館であるとかいうような非常にはつきりしたものについては、一応審議決定をいたしました。それでやつて行けばよいのではないかといふうに一応考へてゐるわけであります。その他の都市についても大体それに準じてやつて行けばよいのではないかといふうふうに一応考へてゐるわけであります。しかし何分にもいろいろとその都市によつて事情も違いますし、また目的も違つております關係上、それらについて今はさらに研究をいたしてあります。

ならぬということにならうと思ひます。が、國は、ここで規定されているところの援助は国有財産の処理以外に何をもつてしようと考えておられるか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○八巻説明員　國及び地方公共団体の援助と申しますのは、物質的な面もあります。精神的な面もあります。精神的に援助するといつてもこれはただ開拓的な精神的なということではなく、有形的なものは結局技術的な援助を與え、あるいは金銭的な財政的な援助を與えて特別にめんどうを見る、あるいは地方財政等の関係から起債についてもよけいめんどうを見るということになるだろうと思ひます。ただししかししながら問題が経費の問題になると、國の財政、地方の財政の面から行きまして制限がござりますので、思うように行かかどうかといううことは、そのときの状況いかんによると思ひます。

○前田(榮)委員　ただいまの御説明は納得が行かないであります。技術的な援助やその他のことにつきましては、何もここに特別都市なんて言わなくて、日本の中の都市である限りは建設省その他の日本の政府が相談にあづかります。かかる明確な明文をもつて規定されいる限りは、大体補助その他いわゆる予算的措置というものは期待されるが、それ／＼は受取るのであります。が、そういうことなしにやるのならこの第四條というものはほとんど死にひどい、ただそこに並べてある、いうだけに終るのではないかといふことを抱憂するものであります。大体

までの成立いたしましたところの十四年十二月の都市に對してもつとそういう点を考慮するのかせぬのか、ここで政府の監視を廃つた——これは大臣でなければ弁ができにくいかもしれませんが、どういうことについて何か計画しようという考え方もあるのかどうか。ここでいうとつ御答弁を願いたいと思います。

○八番 説明員 この各特別法の規定おきまして、特別の援助をしなければならぬということがうたつてあります。この特別に援助しなければならないといふ規定に基しまして行政官は、予算の面でも特別の援助をしては、予算を組んで安本当局から大蔵当局と折衝はするのでござります。この特別に援助しなければならないといふ規定に基しまして行政官は、予算を組んで安本当局とから大蔵当局と折衝はするのでござります。この特別に援助しなければならぬのが全体として非常に抑えられて来るようになります。その結果、押えられた都市予算の関係上、抑えられた都市予算の何分にも押えられなければならないが、何分にも押えられるのが全体として非常に抑えられて来るようになります。また一方この都市では、戦災復興の仕事であります。その仕事を重点的にやつて行くということになると、ほかのものにまわす予算になつたこの法律の対象となつていい。この法律の対象となるといふものは非常に限られて来るといふことはなります。また一方この都市でもたくさん重要な都市があります。もちろん国会の御意思を尊重して、それに即応してわれわれは援助をしなればならぬということは十分承知しております。その意味において、このられた予算の中でもそれらの都市に重的に予算の執行をやつて行きたい、う思つております。

○西村(英)委員 大体同僚の委員が質問がありましたが、私もただいま案になつてゐる両法案に対しても反対

考観勝たがひどく、今までに質問が出ましたように、住宅都市建設法といふことがびんと来ないのであります。工業都市に対して住宅都市ということはありませんが、住宅都市ということがから輿えられる印象と、いうものが、外国人のために特にというようなことになりますが、非常に印象がよくなつて、非常に印象がよくなつてあります。しかし提案者の説明から推測できるように、松山のような観光都市とあまり内容においてはかわりがない。ただ外人がいるために交通を便利にしてやつたところは、温泉がないといふことで、あるほど外人の住宅は多く建てられるでしょうが、やはりそのヒンター・ランドなるものは観光に富んでいるようなところであります。ただ松山と違うところは、温泉がないといふことで、す。ですから、私はこの法律の一番利点があるのは、この名称を私に直させための住宅都市という名称がびんと来なつてあります。気持はわかるのですが、どうも法案としてはどうかと思うのです。もしもこの名称を私に直させられると、松山には温泉があるが、芦屋には温泉がない、外人がいて、また観光事業ではないけれども、やはり観光に開かれられているような形となります。それは、いかにも何か特別なことがありますように感じられる。また田園都市から、芦屋國際觀光文化都市こういうふうにすればよい。この住宅都市といふ市という言葉はござります。これは日本において田園都市といふようなことで理論づけられておりますが、住宅都市といつても住宅のみではなく、そ

り産業があり、いろいろなものがあつて都市が形成されるのであつて、地区としては住宅地区とは言えるでしようが、住宅都市ということは何かびんと来ないと思します。この点について提案者に何かお考えがあれば承りたいと思います。

○原健三郎君　ただいまの御説ごもつともでございまして、私も同感であります。初めは芦屋国際の下に御説のように観光という字を入れてあつたのであります。ですが、どうも観光というのがあまり流行になつてしまつて、あそこも観光、ここも観光というと、日本中の観光都市になつてしまつて、味をかうるい議論されて、反対された方がたくさんありましたので、それから観光都市として昔から芦屋は割合に名が常に多いところでございまして、わずかに商店があるだけで、あとはほとんど住宅になつております。阪神間の住宅都市として昔から芦屋は割合に名が通つてゐる所であります。それで観光という字は初めは入つておりますが、途中でこれを削つたようなわけです。御趣旨はほとんどわからないのです。そういうわけですか御了承を願います。

○西村(英)委員　そのひねり方は悪い、すつきりしたことにした方がいいと思います。これはすぐ御訂正を願うかどうかわかりませんが、懇談会でも聞いて私は御相談したいと思します。法案そのものにつきましては、よく意味はわかります。

○村瀬委員　ただいま前田委員が提示されました、第四條、第五條の問題を

もう少し固めておきたいと思います。先ほど松山からは三百二十町歩の国有財産が出ているが、計算をするとあつて少くならぬ」というお話をありました。それが、その点もう少しはつきり御答弁願いたい。

それから第四條には「その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならぬ」ことになつてゐる

法第二十八條の規定にかかるわらず普通

財産を譲與することができるの、第四條で

なるほどこれはできないといふ條

援助を與えなければならないといふ條

文から類推いたしまして、第五條で普

通財産を譲與することができるといふ

類推解釈ができるとはなつておりま

しかるに先ほどの大蔵省の御答弁によ

りますと、松山市から三百二十町歩出

いるけれども、きわめて重大な支障がな

い限り当然譲與せなければならぬとい

う類推解釈ができるのであります。

この幅が大きいものは、これができる

と申しますか、そういう非常に大きな

裁量が與えられている。ですから事務

当局としては非常に認定がむずかしく

なつて来る。この幅が大きいもので

ござりますから、各都市の場合、ある

いは、各事業に譲與が必要であるかど

うかというところで認定をしなけれ

ばならないわけであります。そこで國

にいたしましては、先ほど申し上げま

したようく国有財産というものが非常

に重要なものでござりますから、建設

事業の用に供するからといって、すぐ

それが譲與できるかといふと、そうでは

なく、その建設事業の用に供し、しか

らその財産は無償で譲與しなければ

ならないといふ必要性を認めて譲與し

なければならない。従つてその間に非

常にいろ／＼な段階も考えられるので

あります。たとえば広島の平和都市の

場合には、かりに同じようなものが譲

されましても、あるいは他の観光都

市の場合にはそれが譲與されないと

いうことが考えられるのですが、

たゞいま申し上げましたように、広

島、長崎については一応のものができ

ていて、これが閣議決定しております

のであります。現にそれ以外にこう

いう法案をせつかく苦心して通しまし

ても恩恵がないのであります。先ほど

からお聞きの通り、十七・八・十三を特別

で、あまり詳しいことは申し上げられ

ませんが、先ほど申し上げましたよう

に、平和記念館であるとか、あるいは

かかっている。従つて國が譲與するこ

になつておきますので、従つて先ほど

ちよつと申し上げましたように、國の

方に必要があるかないかという認定権

と申しますか、そういう非常に大きな

裁量が與えられている。ですから事務

当局としては非常に認定がむずかしく

なつて来る。この幅が大きいもので

ござりますから、各都市なり記念館は

画に従つてそぞういう土地なり記念館は

必要を生じて來るのであります。計画

すればよいという反対解釈もできま

すけれども、もと／＼特別都市計画と

いう大膽な計画ができまして、その計

画に従つてそぞういう土地なり記念館は

必要を生じて來るのであります。計画

すればよいという反対解釈もでき

あります。

ことに先刻ある議員から賛成の意見も述べられてゐるようであります。私も述べておる所と同様であります。私はたゞして討論に入る前に一旦代議士会にかけて後に贅否の意見を表明するという通達がありますから、今ここで飛躍的にその点までは進め得ないのであります。ただこの問題を解決する上において、二、三の疑点をこの際のたゞのところは当委員会の責任だと思つておきます。

した通り、かくのごとき特別法がたくさん出てゐるのです。昨年別府の温泉都市問題が起りました際にも、熱海、伊東等もありました。當時私どもの考えたいたしましては、都市計画法は、これは自治体が主となるべきものであつて、国家的に見てどうしてもやむを得ないときに、別の国の立法をもつて規定すべきものであるという見解から、日本の観光政策の基本を定め、その基本に合つたものをこれに適用していく方針で進みたいといふことで、当委員会においてはその立法の小委員会もできて、いろいろ研究しておつた際に、遂に別府が当委員会に付託になり、衆参両院を通過いたしました関係上、公平の観念から見て熱海、伊東というものが別府と比較して何らかの間に輕重は見られぬということから、当委員会はこれを通したのであります。先刻建設当局はこの基本法は定められない、ということでありましたけれども、今私どもの考える点から申上げるならば、あくまでこれは自治体本位で、自治体の計画が正しく、また適正なものであるならば、これを国が援助をするという建前で、國の方と

してはむしろそういう自治体の活動に対しても、日本は観光政策の上からこれを援助すべきものならば、これを援助するというような基本立法を設けるべきものである、こういふうに今でも考へておるのであります。建設当局はこの問題についてどうお考へになつておられるか。先刻のお話では局長と課長の意見が違つておるようではありますから、本日はこの結論は得られないだらうと思うので、この上ここで説明を求めてましても不可能と思ひますから、たゞその点にとめます。以上のように観光都市建設法について、一、二の点を質問してみたいと思うのであります。従来の温泉都市、別府、熱海、伊東はいずれもこれは温泉をもつて成立つておる町であります。松山は旧城下であり、商工業が中心であります。道後の温泉はこれに付随しているが、温泉中心の都市といふよりは、その他において重大なる意義があるのであります。聞くところによりますと、道後の温泉はその量において、その他において最近幾らか從来のようでない、というようなことを聞いておるのであります。ことに松山市のごときは戦災都市として最も代表される都市でありますので、松山市として考へるならば、国際観光温泉又文化都市として考へる前に、まずもつて災害復旧に主眼を置くべきではないか。もちろん復旧の途上において、温泉都市として計画するということはあり得ると思います。もしそうしないで、またそういう場合においてはむしろそういう自治体の活動に対する援助を設けるべきものである、こういふうに今でも考へておるのであります。建設当局はこの問題についてどうお考へになつておられるか。

て、一体国家補助の対象としてはどうなるか。災害復旧の費用を出して、それがに温泉都市計画の費用をプラスするのであるか、あるいは温泉都市計画として災害復旧費をこれに織り込むのであるか、予算の建前としてどうわかるのであるか、この点について提案者及び政府の意見をお聞きしたいと思うのであります。

第二には芦屋の問題であります。これは先刻西村委員から質問があつたようになりますが、まさに変な感じをわれ／＼は持つのであります。芦屋は單に国際人の都市としてばかりでなく、やはり大阪、神戸附近における住宅に重きをおく都市であると思うのであります。しかしして国際文化住宅都市と掲げてありますけれども、内容を見ますと、わざかに現在千三百九十名の外国人にすぎない。しかもその中には台湾、韓国人などあります。これがどういう意味であるか知りませんが、朝鮮人などを含んでおるとすればわざかな人であります。これらの人のために国際観光住宅と申しますが、そういう名前でやるという場合に、国の立法によつてこれを決定した場合に、芦屋の市民はこれにはたしてみんな共鳴する可能性があるかどうか。芦屋も戦災都市であると思うのであります。難災復興を先にせずして、国際的ということに重点を置くことが、はたして芦屋市民全体の賛意を得る見込みがあるかどうか。もし議員立法でこれを押しつけて地元の反対があるのであれば、これは重大なことです。そういう点に重きを置いて、われ／＼がこの問題を審議する上において確信を得る程度の説明をいただきたいと思うのであります。

○川端信夫君　たゞいま浅利委員からのお尋ねでござりますが、松山は御承知の通りに非常な難災を受けましたけれども、市民を中心いたしまして、県民こそつてこの復旧に熱意をこめてやつて参つております。従つてさきに建設大臣から、全国で届けの復旧熱意をこめた都市であるといふことで表彰を受けておることは御承知の通りであります。従つてこの熱意があふるところによりまして、この再建を国際観光温泉文化都市建設を持つて行きたい、こういうような市民並びに県民ごぞつての要望によつてこの法案の御審議を願つておる次第でございます。

○八巻説明員 先刻の満利先生の御質問に対しでお答え申し上げます。
災害復旧並びに戦災復興と觀光都市とどちらを先にするかというお話をございますが、この点に関しましては戦災復興を第一義的に推進するという信念においてはかわりはございません。しかしてまた災害を受けた都市の方に重点を置いてやつて行きたいと思うのであります。さらに余力があれば、それぞれ国会の御要望に沿いまして、特別都市の計画を推進して行くという方向に向いていきたいと思つております。
○満利委員 もよつと明瞭を欠くのですが、災害復旧並びに戦災復興と特別都市との関係はわかつておるのであります。ただ問題は、戦災都市がかくのことく温泉文化都市として計画された場合に、その予算は戦災復興の予算の中からその分だけをやるのか、あるいはまた戦災復興の方から何割か出して、あとでプラスして温泉文化特別都市としての予算を盛つて行くのか、そういう点今までどういうふうに取扱つておるか、また将来どう取扱うか、明確に承りたいと思います。
○八巻説明員 お答え申し上げます。御質問の点は予算の組み方として、特別都市につきましては戦災復興とひとつくるめまして別わくを設けるかどうかというお話であらうと思うのであります。廣島、長崎につきましては、戦災復興をひつくるめまして別わくで予算を組んでおります。来年度の予算の要求におきましても、それの特別都市につきまして、廣島、長崎においてやりましたと同じような方式をとつて、安本、大蔵省に要求したのであります。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

が、その方向は認められませんで、戦災復興の仕事は戦災復興事業のわく内用であるとか、水利事業であるとか、こういうようなものはほかの都市と同じじわくの幹線街路事業、あるいは都市水利施設整備事業のわく内でやれといふことにただいま相なつております。

○小平(久)委員 私は今中座しておりますので、あるいは他の方からすでに御質問があつたかと思うのですが、この種の法案を出される根拠につきましても——もちろん法律で特別の都市を建設することをきめること自体が、その地方の住民にとりまして相当大きな力になると思いますが、率直に申しまして、それ／＼の案の第五條にあります、国有財産の譲與ということが相当大きいねらいではないかと思うのです。そこで芦屋の場合には、芦屋市内にあります国有地の現状が資料をもつて説明してありますが、一体こういつた国有財産はどうのくらいの値打のあるものか、松山市の方もあわせて伺いたい。

○吉田説明員 実はこの御通知をけさ

受取つたのですから、台帳を書き抜

いて一応持つて参りましたが、正確なものではありません。あるいは後ほど御訂正しなければならないかとも思ひます。先ほどよつと申し上げましたように、松山市の方は大体国有財産がために、国にもどすべきものであるかということが問題になつておるので、

これがかりに国有財産でないといふ

ことになると、非常にわざかなものにな

るのです。

なお芦屋の方につきましては、これ

は私の方の資料が不備なため二百七十

五反五畝しか現われておりません。市

の方の資料にはもう少しあるよう伺

っておりますが、これは後ほどなお調

査してみたいと思ひます。

○小平(久)委員 当局の調べがまだ

つきりしてないようあります。

提案者の側におきましては、大体どの

くらいのものを今後どううふうにす

るか、大よその目安がもしおありにな

るならば御発表願いたい。

○原健三郎君 芦屋市で調査したところによりますと、今の政府のとは少し違つておりますと、一般的国有地が総面積一万六千坪強、第二の国有林野が総面積五十二万三千坪強、こうなつております。現在もうすでに使用の許可を

得認明でわかりましたが、さしあたり

でもおよそこのうちどのくらいをこの計画のために利用したいとか、そうい

つた目安がもしもあるならばひとつ承ります。

○小平(久)委員 それ／＼現状は今の御意見であります。それで、さしあたり

御意見でわかりましたが、さしあたり

でもおよそこのうちどのくらいをこの計画のために利用したいとか、そうい

つた目安がもしもあるならばひとつ承ります。

○原健三郎君 先ほど申し上げたよう

に公園をつくりたいと思いまして、さ

しあつて一万五千坪、これが今計画

されたつてこれを完成して、その次の

ことは具体的に今計画を進めておる次

第であります。

○小平(久)委員 私の伺つておるの

して、この使用の了解が進んでおりま

すので、できましたらこれを公園並び

に墓地などに使用いたしたいと思つて

おります。

○川端佳夫君 松山の関係についてお

答え申し上げます。先ほど政府当局の

跡に総合グランドと公園、そして一部

の学校敷地、こういふうに利用した

ことがあります。

○原健三郎君 そこはまだ決定してお

りません。

○川端佳夫君 松山の関係では旧兵營

跡に総合グランドと公園、そして一部

の学校敷地、こういふうに利用した

ことがあります。

○池田(翠)委員 私は、この国際文化

住宅都市建設法案、それから松山の國

際観光温泉文化都市建設法案を一括し

て討論に入りたいと思ひます。通告順

があります。池田翠君。

は、第五條によつて譲與を受けるとい

うのはどの程度に計画が立つておりますか。

○内海委員長代理 それでは、芦屋國

際文化住宅都市建設法案並びに松山國

際観光温泉文化都市建設法案を一括し

て討論に入りたいと思ひます。通告順

があります。

災都市において復興が非常にでき上

っているということを今提案者は

言わされましたけれども、事実私はそ

うではないということを知つております。

いづれの都会においても、住宅の不

足、貧民階級の再生産というものが行われております。中小企業も非常な窮屈の立場に立たせられております。こういう状態をいかにして救済するか、いかにして復興するかということは、これは国会においてわれ／＼が果さなければならない重大な任務でなければならぬと思います。

長代理着席】

所、温泉の出る所に行つてゆつくりと休んだり、あるいは肺結核で長期の病床に伏せつておる人が、そういう景色のいい、気候の温暖な所でゆつくり静養できるような、そういう施設をこそわれ／＼は考えなければならぬはずです。そのアメリカ一國の人のための施策をやつて行く、そのために一般大衆を犠牲にして行く。犠牲にしないとおつしやるかもしません。外貨が落ちるんだといつても、どのくらい落ちるかちつともこれは目算がないではございませんか。大体日本人として、外国人のふところをねらつてそのおこぼれを頂戴するというようなみじめな性に日本人がなつてしまつたかと思いつますと、まことに憤慨にたえないのであります。これはバリ島がそうだ。バリ島という所は男が働かないで、女が乳ぶさをぶら／＼させながら外国人にいる／＼サービスをして、それで食べている国だそうです。モナコがそうです。モナコに外国人がばくち打ちに来る。そのばくちのてら錢をもつてモナコの国はやつて行く。日本人もこのバ

リ島の住民やモナコの住民と同じようないふるな情ない根性になつてしまつたかと思ひますと、私はまつたく涙が出る。一刻も早くこういうよな法案は廃案にしていただきまして、そうして日本の政府が日本人の幸福のために法案を提案するような立場に立つていただきたいと思います。国會議員が日本人を本位にし、日本の将来の幸福のために法案を決定するというような国会に一日も早くなつていただきたいということを満場の諸君にお願いいたしまして、私の反対演説を終りたいと思います。

○田中委員長代理　逢澤寛君。

○逢澤委員　私は自由党を代表して本案に賛成するものであります。その理由はすでに十数箇の観光都市並びに本日提案になつておりますよないろいろの特殊事情を含めた都市の請願が通過しております。本日提案になつておられますこの二箇所の地点も、大体同じような性格を備えておる所なのであります。従いまして過去に承認をいたしました所と同じ意味合のものであると思うのであります。この意味合いにおきまして、私は両法案に対しまして賛成の意を表します。

○田中委員長代理　村瀬宣親君。

○村瀬委員　私は、ただいま上程せられておりまする松山国際観光温泉文化都市建設法案並びに芦屋国際文化住宅都市建設法案の両案に、国民民主党を代表して賛成の意を表するものであります。

わが国の戦前の正常な貿易状態におきましても、貿易外受取勘定によつて相当の部面を培わねばならなかつたのがあります。それでありますのが、今日は一層その必要性に迫られておるのであります。國度

観光に努力することは、決して民族を卑屈にするものではありません。むしろ観光事業は、ただにその地の景色や文化全体、人情風俗すべての條件がそろつて、初めてその地が国際観光都市の眞の価値を發揮することになるのです。ありますから、むしろ国際観光地を引きつけるのではなくて、その地方の文化全体、人情風俗すべての條件がそろつて、初めてその地が国際観光都市の眞の価値を發揮することになるのです。
ただ、松山について一言いたしたいのです。ありますするが、松山は夏目漱石の「坊ちゃん」という小説をもつて有名になつておりまするし、また正岡子規の俳句によりまして日本に風靡している土地であります。今日あの簡明率直な俳句文学といふものが、日本人を理解する上に海外においても研究される傾向にありまするこのとき、松山の国際観光——道後温泉を含んでの国際観光率直なことを世界に知らしめるのは、最も時機に適した措置であると思うのであります。

帶したしまして、この法案に賛成の意を表するものであります。

○田中委員長代理 前田栄之助君。
○前田(榮)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されておる両案に對して賛成の意を表するものであります。理由は、大体たゞいま村潤君から述べられたのと大同小異でありますから、重ねて申し上げることを省略いたしますが、たゞ本委員会といたしましては、将来統々出て来るであろう建設法案について、このままでは国会の権威あるいは国会としてのいわゆる法案の整理等の上から相当考慮しなければならぬものがあるのです。それで、本委員会においては、将来この種の法案に對して基本的な法案が成立することを希望いたしまして、両案に懸念感はありませんか。

○田中委員長代理 ほかに御発言はありませんか——お諮りいたします。これにて討論を終局いたすに御異議ありませんか。

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつて討論は終局いたしました。

次に、両法案を一括して採決いたします。

両法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長代理 起立多数。よつて両法案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。以上の二法案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御任を願いたいと存じますが、御異議な

○田中委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさようどりはからいります。
「異議なし」と呼ぶ者あり
君より発言がありましたら、追つて理事会に諮ることにいたしたいと思います。
次会開会の日時は追つて公報をもつて御通知いたすこととし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十五分散会

昭和二十五年十二月二十日印刷

昭和二十五年十二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 序